

新型インフルエンザの流行に備えた職場の対応

《 かかるない ひろげない 》

平成21年8月

新型インフルエンザの感染拡大が続き、本格的な流行が始まっています。

今後の大流行に備えた各職場における感染予防対策の徹底と、患者が発生した場合の対応について、下記を参考に感染の拡大防止を図ってください。



従業員個人の感染予防を徹底させましょう。

- 日頃から、手洗い、うがいを徹底する。
- 十分な栄養や睡眠により、体力や抵抗力を高める。
- 咳・くしゃみの症状がある場合には、「咳エチケット」を徹底する。
- 体調が思わしくないときには、無理をせず療養する。〈職場の環境づくりが重要〉



職場における感染予防を徹底しましょう。

- 建物の入口等に「手洗い及び咳エチケットの徹底」を呼びかけるポスター等を掲示しましょう。
- 建物の入口に近いところに手洗いができる設備を確保するか、速乾性擦式消毒用アルコール製剤を備えましょう。
- ドアの取っ手、エレベーターのスイッチ、手すり、カウンター、共同で使用するOA機器等について、拭き取り消毒をする。
- 建物の換気に心がける。



従業員の健康状態を把握しましょう。

- 出勤前に発熱（38度以上）、咳・くしゃみ、のどの痛みなどのインフルエンザ様症状が見られるかどうか確認するよう、徹底する。
- インフルエンザ様症状が見られた場合には出勤を見合わせるとともに、会社に連絡し、受診または自宅での経過観察を確実に行うよう、指導する。



従業員が感染したら

- 解熱後2日間または発症した日の翌日から7日間は、出勤せず、自宅で療養するよう指導しましょう。



従業員の家族(同居者)も健康状況を確認しましょう。

- インフルエンザ様症状の有無を日々確認するよう、徹底する。
- インフルエンザ様症状が見られた場合には、受診または自宅での経過観察を確実に行うとともに、従業員自身もより注意して健康状態を確認するよう、徹底する。



従業員の家族(同居者)が感染したら

その従業員が濃厚接触者であると確認されたら

- 患者(疑似症を含む)との最終接触から7日間は、できれば出勤を見合わせる。
- 症状が出ていないことが確実であり、やむを得ず出勤する場合には以下に注意する。
 - ・他者と接触する機会がほとんどないようにする。
 - ・接触する場合には、マスクを着用し、できるだけ距離を空けるよう工夫する。
- これらの対応では「空振り」(結果的に感染していなかった)となる場合もあるが、予防の点から必要な対応であることを、管理者から職員(従業員)によく説明する。



従業員の感染拡大に備え業務継続計画の策定が必要です

- 新型インフルエンザの流行が急激に拡大し、最大4割の従業員が勤務できない場合に備え、企業活動の停滞と影響を最低限に抑えるため、業務継続計画(BCP)を策定する。

※国の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において、事業継続計画の策定等による社会・経済機能の維持が求められており、県行動計画においてもライフライン事業者等の機能維持を図ることが定められています。

<http://www.cas.go.jp/influenza/index.html>

職場で新型インフルエンザ患者（疑似症を含む）が発生した場合の

接触者への対応について

平成 21 年 8 月 20 日

1. 「接触者」とは？

(1) 接触時期

患者が発症した日の 1 日（24 時間）前から発症後 7 日目までに接触した者

(2) 濃厚接触者

1) 患者と同居している者

2) 患者処置の際、個人防護具※を適切に装着しなかった医療関係者

※患者処置における個人防護具

・気管支鏡検査・気管内挿管など：N95 マスク+眼の防護+手袋（+ガウン）

・顔面に血液・体液などが飛散する処置：

サージカル（不織布性）マスク+眼の防護+手袋

・上記以外の処置：サージカル（不織布性）マスク+手袋

3) 比較的長時間、患者と直接対面した者

・2 m以内の距離で、サージカル（不織布性）マスクをせずに患者と長時間の接触

・接触時間は、患者の咳の激しさ等の状況にもよるが、累積で 10 分以上

・患者が対面中に咳またはくしゃみをした場合には、10 分以内でも該当する

・学校、幼稚園、保育園等のクラスメート、職場等で席が近い者、親しい友人関係など

・患者自身が対面中に不織布性のマスクを装着していれば、「軽度接触者」とする。

(3) 軽度接触者

1) 比較的短時間、患者と直接対面した者

・2 m以内の距離で、サージカル（不織布性）マスクをせずに患者と短時間の接触

・接触時間は、患者の咳の激しさ等の状況にもよるが、累積で 10 分以内

・患者が対面中に咳またはくしゃみをしていないことが前提

・施設等の受付、短時間の診察、電車やバスに乗り合わせて短い時間会話を交わした者など

2) 患者と閉鎖空間を共有した者

・患者と直接対面はしなかったが、比較的閉鎖された空間でサージカル（不織布性）マスクをせずに 2 メートル以内の距離で空間を共有した者

・バス、列車、ホテル、レストラン、映画館、ホール等で会話をしなかった近距離接触者

3) 汚染物質への接触者

・サージカル（不織布性）マスク、手袋、手洗いなどをせずに、患者由来の血液、体液、分泌物（汗を除く。）、排泄物などを取り扱った者

・患者の検体を扱う検査従事者、患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者など

4) 感染防護した上で比較的長時間、患者と直接対面した者

・長時間（10 分以上）にわたって患者と直接対面したが、本人または患者のいずれかがサージカル（不織布性）マスクを適切に装着していた者

・マスクをした状態で接触した学校、幼稚園、保育園等のクラスメート、職場等で席が近い者、長時間の診察、親しい友人関係等

2. 接触者への対応

(1) 濃厚接触者

1) 健康状況の確認

- ・患者との最終接触日から7日間、発熱等の症状が出ないかどうか、自ら注意する必要がある。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を受けている場合（下記2）を参照）には、毎日、保健所（保健福祉事務所）への連絡が必要となる場合がある。
- ・症状が出た場合には保健所（保健福祉事務所）に連絡する。保健所（保健福祉事務所）は、状況に応じて医療機関への受診を勧める。

2) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

- ・一律には行わない。
- ・ただし、慢性呼吸器疾患などの基礎疾患があれば、個人の重症化防止を目的にかかりつけ医等が判断して実施する。

3) 外出自粛などの感染拡大防止行動

- ・保健所（保健福祉事務所）は、感染拡大防止行動の重要性をよく説明し、協力を求める。
- ・症状が出ていないことが確認されているときは通勤・通学などの外出は可能とする（発症に備えてマスクを準備しておく）。
- ・他者と接触する機会がほとんどないようにする、接触する場合にはマスクを着用し、できるだけ距離を空けるなどの工夫をすれば、職務の継続が可能となると考えられる。

(2) 軽度接触者

- ・感染の可能性、症状、潜伏期間等に関する説明を行い、健康状態の自己観察を依頼する。
- ・症状が出た場合には保健所（保健福祉事務所）に相談するよう依頼する。
- ・職務の継続は可能とする。

●従業員が新型インフルエンザと診断された場合

○患者（疑似症を含む）と診断された従業員

- ・解熱後2日間または発症した日の翌日から7日間、自宅療養・外出自粛となる。
- ・医師の判断により入院となることもある。

○同じ職場の従業員

- ・事業主は、必要に応じて保健所（保健福祉事務所）に相談する。
- ・相談の結果、濃厚接触者と判断された者については、保健所（保健福祉事務所）から外出自粛など感染拡大防止行動の説明を受け、それに協力する。
- ・症状が出ていないことが確認されているときは通勤・通学などの外出は可能。
- ・他者と接触する機会がほとんどないようにする、接触する場合にはマスクを着用し、できるだけ距離を空けるなどの工夫をすれば、職務の継続が可能。
- ・患者（疑似症を含む）と診断された従業員と最後に接触してから7日間、注意を要する。